

第1回アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の活用促進に関する研究会
議事要旨

- 1 日 時：令和2年8月26日（水）13時～15時
- 2 場 所：ウェブ会議
- 3 出席委員：川瀬委員（座長）、川島委員、泉水委員、武田委員、中川委員、服部委員、藤井委員
- 4 議事要旨：

座長を選任後、事務局から資料1及び2に沿って、研究会の開催趣旨及び委員の構成について説明した。次に、事務局から資料3及び4について説明した後、討議を行った。討議の概要は以下のとおり。

○ AD共同申請の初期段階における同業他社との接触について

（泉水委員）

- 独占禁止法上の懸念を回避するためには、弁護士に依頼して、情報を弁護士に集約することとし、集約したデータは個々の企業には戻さないこととすれば、独占禁止法上の問題は生じず、一番有効な方法と考える。
- アンチダンピング（AD）申請検討の初期段階で弁護士にまだ依頼をしていない場合、基本的には、営業の職員が他社の営業職員と会って価格等の機微情報をやり取りするのは独占禁止法違反のリスクがある。ここまではやっていいということは独占禁止法の解釈からは言えないが、リスクを軽減する方法としては、機微情報を交換しないで、公表情報や民間データ会社が有するデータベースを使う、営業部を使わないようにして経営企画部や法務部が他社との間で情報交換をするなど考えられる。
- ノア・ペニントンの法理については、アメリカ合衆国憲法の請願権が日本の憲法でどのようになるかといった憲法上の論点もあり、この法理を日本に直ちに導入することは難しい。

（武田委員）

- 米国の1995年の国際事業活動ガイドラインには、AD申請についてどこまで競業他社と情報交換することができるかが記載されている。これによると、ノア・ペニントンの法理で保護されるのは、AD申請に必要な不可欠な情報であって、それを超えるもの、例えば、費用や価格、価格トレンド、利潤率についての情報交換は、ノア・ペニントンの法理の保護対象外になるとされている。
- 独占禁止法上の情報交換に関しては、米司法省とFTCの水平協力ガイドラインやEUの水平協力ガイドラインでは、過去のデータ共有か継続的な情報共有かといった視点が重要とされている。AD申請における情報交換が過去のデータにとどまるのか、そうしたデータの交換をずっと続けていくのか、こうした観点からの精査が必要。
- 独占禁止法上の意思の連絡に関する懸念がある場合には、第三者に情報集約、若しくは営業部を情報共有主体に入れないという選択肢が考えられる。今後の検討では、どのような情報交換が許されるのかという問題とレメディーをどうするのかという問題を分けて考える必要がある。

(服部委員)

- 企業同士がM&Aを検討する際、事業者が競争事業者に話を持ちかけること自体は独占禁止法に抵触しないと理解。ただ、そこから進んで協議を進めるときに情報交換の問題が生ずる。一方、競合他社に入札の意思を確認するのはカルテルや談合として認められない。この違いは、共同遂行の正当な理由があるかどうかであり、共同申請の意思確認は、AD申請に共同申請がほぼ必須であることからすると、前者にカテゴライズされるのではないか。
- 競争制限に当たるのは、交換した情報を営業活動に使うことなので、そうした権限がない者が情報共有をすることが望ましい。また、何が機微情報に当たるか、陳腐化するまでの期間も業種によって異なる。

(藤井委員)

- ノア・ペニントンの法理の日本法への適用の可否にかかわらず、機微情報の交換を伴わないAD申請の検討は独占禁止法上問題無いと考える。また、日本の憲法にも請願権や表現の自由に関する規定があるので、ノア・ペニントンの法理と同じような考慮があつて然るべきと考える。
- 実務上の問題はその先にある機微情報のやりとりであり、何かしらのモデルケースを企業に示すことで注意喚起ができるのではないか。そうした企業の不安を払拭することが貿易救済措置の活性化に重要。

(中川委員)

- 事業部の関与なしで申請検討はできないため、法務部と事業部が一緒に取り組む必要。
- 交換が必要な情報は過去情報が基本だが、将来情報が協議の中では出てくることも当然予想されるものであり、過去情報に限定した議論は現実的ではない。クリーンチームだけで対応可能かという議論もでていたが、仮に事業部から一人クリーンチームに来てもらっても、その人だけでできるものではない。
- 初期段階から経済産業省に相談してもらい、情報隔壁になるような第三者の介在をアドバイスするのが良いと考える。

(川島委員)

- AD措置により結果として輸入量が減少した場合に、競争の実質的制限といわれるかもしれないが、独占禁止法第2条第6項に「相互に事業活動を拘束し」とあり、AD申請はそもそも「事業活動」に当たらないのではないか。また、(AD措置による輸入品の排除は)私的独占とはいえなくもないが、ノア・ペニントンの法理ないしそれに類似の原理等で要件を満たさないと整理することが可能ではないか。
- 情報交換について、過去のデータだとしても、勝訴の見込みや勝算を得るために確度の高い情報を得ようと考えれば、独占禁止法に衝突しやすいシチュエーションがありうる。こういうときに情報遮断をしてしまうとうまく申請準備ができなくなってしまうのではないか。

○ AD共同申請の検討における同業他社との情報共有について

(川島委員)

- 調査開始の段階で、共同申請に躊躇している他社を説得するために、どこまで情報が必要なのか。共有が必要かつ共有することが重要な情報だが、独占禁止法上のリスクが高い情報をどうするかということについて議論したい。
- 例えば、営業現場の声は、因果関係判断で重要な情報だと思っている。これを情報交換できるのであれば、勝訴の見込みは立つが、独占禁止法上のリスクは高い。このように、二つの要素が衝突しやすいところに焦点を当てて議論するとよいと考える。

(藤井委員)

- 情報の粒度がもう一つ重要なパラメータだと思っている。高リスク情報でも粒度が荒い情報、例えば、具体的な数字を出さずに方向性・傾向にとどめるというのが一つの方法。具体的な数字を出してしまうと交換不可となってしまう。また、営業現場の声に関しても、通関統計から輸出国の価格が分かっている中で、輸出国企業の価格に対抗してほしいという話があるかという程度であれば、独占禁止法上の問題も生じない可能性があるのではないか。

(泉水委員)

- 過去の情報なら共有してもよいというのは、一般論はそうだが、価格の決め方によっては過去の情報でもセンシティブ情報であり、誰に対する販売価格なのかが個別に特定できるような形も問題があるのではないか。ガイドラインでは確かに過去の情報がいいとなっているが、それは統計データとして中間値を公表するような形にするという前提がある。

(武田委員)

- (仮想事例において) コストカットを図っているC社をAD申請に巻き込もうとする点については、今回の研究会における情報交換に係る論点とは別の独占禁止法上の論点が生じるのではないか。

○ AD共同申請に向けたコスト懸念について

(中川委員)

- 弁護士費用に関しては、(仮想事例において) マーケットシェアの高いC社1社だけで申請できる場合もある。C社の担当者が直接経済産業省と調整したり、申請に際して数社の数字を合算しなくてもよくなれば、コストが抑えられる。C社への説得方法として、C社だけでも申請ができ、コストが低く抑えられるということも考えられるのではないか。

(藤井委員)

- 弁護士費用を抑えようと思うと、企業側の手間が増え、リソースがかかってしまう。
- コストを下げるという工夫も必要だが、コストとベネフィットの比較衡量で進めていくべき。AD措置の暫定措置・確定措置で、どれくらいのメリットが企業にあるのか、過去の事例から示すことができるのではないかと。ベネフィットが大きければ、社内のリソースを使うことへの理解も得られる。そういった投資の感覚を企業が持つことができれば、AD申請が活性化するのではないかと。

(服部委員)

- 日本はAD措置を最終的に発動している件数が少なく、コストをかけるだけの意味のある武器なのだと思う必要がある。申請時に、ある程度いけそうだという見込みを示すため、申請件数と調査開始件数の情報開示なども必要なのではないかと。

○ 事業者団体のAD申請への関与について

(泉水委員)

- 事業者団体が企業にAD申請に参加するよう強いることは、独占禁止法第8条第4項の問題が生じうる。
- 事業者団体が企業の過去の情報を収集して、企業が特定されない形で総量や平均値を提供することは問題ないのではないかと。

(中川委員)

- 事業者団体が申請者になる場合は、事業者団体の事務局がどこまで関われるかという問題がある。出向者が多い事業者団体もある中で、事業者団体に対してあまり情報を出したくないという企業もある。事務局に情報を集約する能力があるかどうかも問題。
- AD申請の検討の初期段階では、事業者団体が弁護士を早めに雇ってもらうことが共同申請を進める上で重要になるのではないかと。また、概括的な情報だけではAD申請は進まないで、生データの統合が重要。企業に情報はフィードバックできない中で、どうやって独占禁止法上の問題を生じさせずにAD申請を進めていくかが重要。

(以上)